

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第2号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年12月28日 05時40分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市針尾島赤埼南岸（針尾瀬戸） 針尾瀬戸弁天島灯台から真方位280°830m付近 （概位 北緯33°03.69′ 東経129°44.56′）
事故等調査の経過	平成27年1月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 泰丸、5トン未満（長さ6.14m）
船舶番号、船舶所有者等	292-32548長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底外板に擦過傷及び亀裂
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、針尾瀬戸を約15ノットの対地速力で西進中、進路を北方に向けようと右転を始めたところ、平成26年12月28日05時40分ごろ赤埼南岸の岩礁に乗り揚げた。 本船は、船長が友人に依頼して118番通報を行い、高潮期を待つ僚船の援助により離礁し、巡視艇の伴走を受けながら自力で航行して係留地に帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約1m/s 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：07時22分ごろ
その他の事項	船長は、約10年前に本船に乗り始め、針尾瀬戸を月約2回の頻度で通航していたが、夜間に通航するのは初めてであった。 船長は、本事故当時、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、目視で見張りを行っていた。 船長は、赤埼沖で針尾瀬戸に沿って進路を北方に向けるため右転を始める予定であったが、赤埼の東方約200mにある岬を赤埼と思い、同岬沖で右転を始めた。 本船の喫水は、船尾で約0.3mであった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、針尾瀬戸を西進中、船長が、赤埼の東方約200mにある岬を赤埼と思い、針尾瀬戸に沿って進路を北方に向けようと右転したことから、赤埼南岸の岩礁に向かって航行し、同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、目視のみで見張りを行い、作動していたレーダー及びGPSプロッターで船位の確認を行わなかったことから、赤埼の東方にある岬を赤埼と思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、針尾瀬戸を西進中、船長が、赤埼の東方約200mにある岬を赤埼と思い、右転したため、赤埼南岸の岩礁に向かって航行し、同岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、船長は、GPSプロッター等の機器で船位を確認しながら航行することとし、夜間航行はできるだけ避けることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間、狭い水道を航行する際は、目視のみに頼らず、レーダー及びGPSプロッターを活用して船位の確認を行うこと。</li> </ul>